



平成30年3月9日



事務連絡

各団体 あて

国土交通省土地・建設産業局不動産業課

「複数の者が所有する私道の工事において必要な所有者の同意に関する研究報告書
～所有者不明私道への対応ガイドライン～」について（周知依頼）

平素より国土交通行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、法務省に設置された「共有私道の保存・管理等に関する事例研究会」における
検討結果を取りまとめたものとして、別添のガイドラインが策定されました。

同ガイドラインでは、所有者を特定することが困難な共有私道に関して、地域の実情
に応じた適切な利用や管理が図られるよう、代表的な事例ごとに、私道の共有者的一部
が所在不明である場合に同意を得ることが求められる者の範囲等について紹介していま
す。

各団体におかれましては、宅地建物取引にご活用いただくべく会員の皆様に別添のガ
イドラインについて周知いただくようご協力お願い致します。

※ガイドラインの内容に関する問い合わせ先

法務省民事局参事官室 （電話：03-3592-7114（直通）、FAX：03-3592-7039）